

生徒の出欠席等の扱いについて

※赤字が今回の改定で変わったところになります。

| | 状 況 | 出欠扱いについて |
|---|--|--|
| 1 | 生徒の「 感染が判明した 」場合 | 出席停止 治癒するまで(保健所が指示する期間)「学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止」 |
| 2 | 生徒が「 濃厚接触者 」に特定された場合 | 出席停止 保健所が自宅待機などを求めた期間(感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から 2 週間が基本)「学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止」 |
| 3 | 生徒が「 発熱 」「 風邪症状 」「 体調不良 」のため、自宅で休む場合 ※ワクチン接種時の副反応で休む場合を含む。 | 出席停止 「学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止」 |
| 4 | 海外から帰国・再入国し、一定期間の自宅等での待機を、要請された場合 | |
| 5 | 本人は元気だが、同居の家族が「 発熱 」「 風邪症状 」「 体調不良 」の場合 ※同居の家族がワクチン接種による副反応が でも 、本人の体調がよければ登校可。 (医療機関での確認は不要。) | 出席停止 「学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止」 |
| 6 | 本人は元気だが、同居の家族が「 濃厚接触者 」に特定された場合 | 出席停止 PCR 検査の結果が判明するまで、「学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止」 |
| 7 | 本人または同居の家族が、濃厚接触者ではないが医師又は保健所の指示で PCR 検査を受けた場合 | |
| 8 | 医療的ケア児、基礎疾患児等が主治医の見解に基づき、休む場合 | 校長判断となりますので学校（担任）へご連絡ください。 047-431-3074 |
| 9 | 生徒等に症状等はないが、感染が不安で登校せずに、自宅で休む場合 ※ワクチン接種日を含む | |

